

沿岸広域振興局長告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成31年3月22日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 大槌小国線
- 2 供用開始の区間 上閉伊郡大槌町安渡一丁目135番5地先から大槌第25地割字土橋5番7地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月25日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成31年3月22日から同年4月22日まで